

無輸血（輸血拒否）を希望する患者さん（エホバの証人）へ

栃木県立がんセンター（以下当センター）における対応方針について記します。

がん治療における輸血療法（予防的輸血・治療的輸血）は、手術、薬物療法、放射線治療すべてにおいて治療を目指した治療の完遂や救命処置などの多くの場面で重要な選択肢となるため、そのような時に最も優先する事項について事前に患者さんと医療者の間で話し合い、確認をしておく必要があります。

上記の考えから、無輸血を希望する患者（エホバの証人）さんが当センターでの診療を希望された場合には、予め、当センターの方針についてご納得していただいたうえで、当センターでの治療を希望されるか否かをご自身の意思で判断していただく必要があります。当センターの職員は、各自が責任をもって患者さんやご家族等に説明し、意思の確認を行い、患者さんの意思を尊重して診療にあたります。

－基本的対応方針－

1. 私たちは、各種法令等を遵守し、信仰（宗教）の自由や患者の価値観を尊重しながら診療を行います。
2. 多職種で構成される病院臨床倫理委員会の担当者が担当医師と共に輸血を回避するための治療法、変更・中止基準、代替療法について協議し、患者さんやご家族に提示した上で最善を尽くしますが、救命のためにやむを得ないと判断した場合は輸血を選択します。なお、この場合、患者さんやご家族等に輸血の必要性を十分に説明し、同意の上で実施できるよう努めますが、最終的に同意が得られない場合でも人命を優先し輸血します。
3. 当センターで治療開始後の緊急転院に備えた事前調整を患者さんをお願いすることがあります。
4. 予め輸血が不可避と判断する治療計画のもとで診療を希望される場合は「輸血の同意」を頂きます。
5. 疾患の治療を目的としない緩和医療において、身体的苦痛を緩和するために最も効果的な手段が輸血療法である場合の無輸血については、十分に患者さんと相談の上、患者さんの意思を尊重します。
6. 「輸血謝絶兼免責証明書」などによる患者さんの意思を確認いたしますが、医療者側は免責証明書に署名はしません。
7. 他施設を受診を希望される場合は、診療情報提供書（紹介状）を作成いたします。紹介先につきましては患者さんご自身でお決めいただきます。
8. 必要に応じて医療安全部門や病院臨床倫理委員会等が担当医師と共に対応を協議する体制があります。患者さんやご家族等も意見を述べる事が可能です。

【提供する医療に応じた方針の概要】

輸血が避けられない医療を行う場合	予め輸血同意書が必要です。不同意の場合はご希望の他施設へ紹介します。 注意：紹介先未定（宛名なし）の紹介状は作成できません。
通常のがん医療における輸血	がん医療の質を担保した上で、輸血が必要とならないように最大限の努力をします。しかしながら、治療中等に輸血の必要性が生じた場合には、説明と同意の上で姑息的治療への変更や治療中止などの輸血回避策をとります。その努力をしたにもかかわらず、救命のための輸血が必要となった場合には、説明と同意の手順を踏んだ上で、最終的（*）には同意がなくても輸血します。 （*救命のためには輸血が必須と複数の医師により判断された場合）
緩和医療における輸血	輸血による症状緩和効果などについて説明をした上で無輸血も可能です。